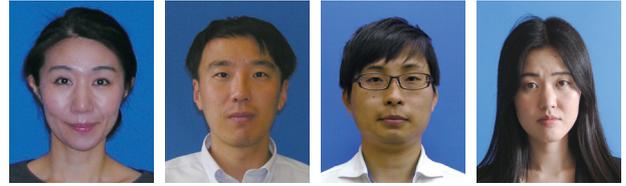


技術提案・交渉方式の適用拡大に向けた検討



(研究期間：令和4年度～)

社会資本マネジメント研究センター 社会資本マネジメント研究室

室長 松田 奈緒子

主任 田嶋 崇志

研究官 木村 泰

交流研究員 深田 桃子

(キーワード) 入札契約方式、技術提案・交渉方式、ECI、ガイドライン改定

1. はじめに

平成17年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」成立を契機として、一般競争入札・総合評価落札方式の適用拡大が進み、国土交通省直轄工事の大部分で一般競争入札・総合評価落札方式が適用されている。一方、平成26年の品確法改正により、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という）が新たに規定された。本方式は設計段階から施工者の知見を取り入れることにより、プロセス改善や施工者の提案技術活用の効果等が期待でき、図-1に示す2種類が現在適用されている。

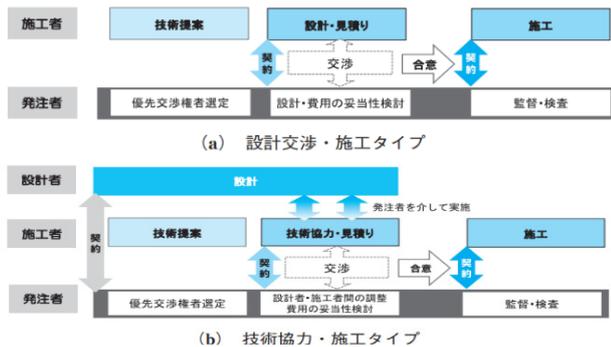


図-1 技術提案・交渉方式の契約タイプ

総合評価落札方式では目的物の変更や協議を伴う提案を行うことは難しいが、技術提案・交渉方式の適用により、施工者の独自技術やノウハウを活用した提案を行うことが可能となる。また社会条件・現場制約条件を考慮した詳細かつ最適な施工計画の立案ができ、実現性・確実性の高い設計が可能となる他、費用対効果や工期短縮を検討した上で、最適な

工法の選定等が可能となり、その結果、工期の短縮や施工時のリスク低減等の効果が確認されている。

令和6年12月現在、国土交通省直轄工事では計42件の技術提案・交渉方式が適用されているが、更なる適用拡大に向け、課題の把握・改善が必要である。

本稿では、技術提案・交渉方式の適用事例の効果の例を紹介した上で、ヒアリング等により把握した課題及び、その課題に対する対応方針について報告する。

2. 技術提案・交渉方式の課題の把握と対応方針

先述の通り、技術提案・交渉方式の適用により様々な効果がみられるが、現行制度の適用・運用に関する課題等も存在し、当研究室では、発注者や施工者等へのヒアリングやアンケートを行うことにより課題等を把握している。図-2にその内容を整理した結果を示す。これらの課題等に対し、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（以下、ガイドライン）を、短期・中長期の2段階に分け改定することとした。今回、早急に対応可能な短期課題として挙げられている「①技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある」、「②受注前の負荷大」、「③配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応」の3点について、対応を検討した。

「①技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある」に関する意見の背景として、周辺工事の影響や各種調整不足等が起り、工事一時中断、工期遅延、工法の再検討が発生し、技術提案・交渉方式のメリットを活かすことができない場合がある。

①GL改定対応検討(今回)、②GL改定検討(中長期)、③GL以外での対応、④対応困難

分類	小分類	主な意見	対応方針
工期・工費	技術協力期間(設計期間)が短い	・技術協力業務の期間が短い場合、関係者との協議さえ整えば抜本的な解決ができると想定した場合においても、その提案を取り下げざるを得ないケースがある	③GL以外での対応
	技術協力業務費用の受発注者間における乖離	・技術協力業務の契約額は500万だが、実際はその10倍はかかっている	②GL改定検討(長期)
	見積もり価格の妥当性の判断が難しい	・一社見積りの妥当性の考え方が欲しい(発注者) ・参考額と施工者の見積金額が大幅に乖離していた(発注者) ・技術提案のスクリーニングを行わず、提案内容のスペックそのまま採用した可能性がある(発注者)	②GL改定検討(長期)
	入札説明書の概算工事費記載の幅について	・調査、検討を経て、工事契約金額が大きく変更される可能性や、参加者からより良い提案を促すためにも入札説明書の概算工事費は、ある程度の幅を持たせた記載に欲しい	④対応困難
分進業務 担め方の	適切な変更対応	・契約図書では、18条、19条、20条で変更事項が定められているものの、優先交渉権者という立場上、なかなか変更できない	③GL以外での対応
	リスク分担(契約額の変更の考え方)	・リスク分担(発注者・設計者・優先交渉者)を明確にしていきたい	②GL改定検討(長期)
ガイドライン改定(今回)	技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある	・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、ECIに向く適用工事内容を示して欲しい ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない	①GL改定対応検討(今回)
	受注前の負担大	・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費縮減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい	①GL改定対応検討(今回)
	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応	・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい	①GL改定対応検討(今回)
	発注手続きの負担大	・専門部会立ち上げや各審議等、準備等の手続きが負担	②GL改定検討(長期)
	技術提案書の提出期間	・構造変更等が可能な提案については構造計算等が必要となるため、公告から技術提案の提出まで2か月以上として欲しい ・技術提案書の分量については、目安の例示し、1テーマ当たりの提案数や、書類の提出枚数を削減していただきたい	②GL改定検討(長期)
	参考額に関する負担	・参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出は、作業及び期間の両面での負担が大きくなるため、削除して欲しい。 ・下り線の工費をもとに参考額を計算したが、週休二日の補正と落札率の割戻がなく参考金額が少なかった(発注者) ・参考額の設定根拠は不明であった(施工者)	②GL改定検討(長期)
	評価項目の重複について	・個別課題に記載した内容と理解度に関する記載が重複しがちであり、求める内容が異なるのであればその旨を明確にしてほしい	②GL改定検討(長期)
	技術協力業務の設計図書作成の通知までの期間	優先交渉権選定通知から技術協力業務の設計図書作成に至るまでの期間は、工事ごとに異なると思われるが、概ねの期間を目安として明示願いたい。対応物件では設計条件が未確定のまま着手したため、1か月程度では不足であった	②GL改定検討(長期)
	技術提案書作成に必要な資料の公表	技術提案書作成に必要な資料は早目に公表していただきたい(公表時期の明示)	③GL以外での対応
	改善技術提案について	・ヒアリング後に必ず改善提案書を提出できるようにして欲しい(受発注者の考え方の違いを確認することでより良い提案ができる)	③GL以外での対応
	公告時期を明確化	公告時期を明確に示していただきたい	③GL以外での対応

図-2 技術提案交渉方式の主な課題への対応方針

そのため、ガイドラインに技術提案・交渉方式適用にあたって、留意点の明記や近年適用が増加している橋梁補修等の適用工事事例の拡充を行った。これにより発注実務担当者の支援につながり、技術提案・交渉方式の適用拡大が期待できる。

「②受注前の負担大」に関する背景として、技術協力業務選定時の発注者が求める提案テーマとして、工期短縮と工費縮減の相反する技術提案テーマ設定や、検討事項が広範囲な技術提案テーマの設定により、競争参加者の負担が大きい等の声もあった。そのため、技術提案を求める範囲が広くなり過ぎないよう留意する点や工期短縮と工費縮減を同時に求めない等を明記した。

「③配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応」に関する背景として、技術提案・交渉方式の適用工事において、設計業務期間中における設計の検討の結果、施工内容が当初配置予定技術者に求めた施工経験と異なる工法に変更になった事例があった。そのため今後の対応として、配置予定技術者に求める経験については、技術協力業務後の変更の可能性をふまえて設定することや、技術協

力業務段階で配置技術者に求めた経験と異なる工法等が採用され、配置技術者がその工法等の経験を有さない場合は、その工法等の経験を有する者を交代、もしくは別途配置することを求める旨を公示資料に記載することをガイドラインに明記することとした。

これら上述した内容については、令和7年2月のガイドライン改訂にて反映がなされた。

3. おわりに

技術提案・交渉方式は、施工者の知見を活用した工事等に有効な手法であるが、先述したような課題もあり、国土交通省本省等と連携し適宜改善を図っているところである。

継続検討するとされた課題についても改善を図っていくべく、技術提案・交渉方式の制度のフォローアップを継続実施するとともに、各発注機関の支援等も引き続き行っていく予定である。

詳細情報はこちら

1) 令和6年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(令和6年度 建設生産・管理システム部会 第1回(令和6年6月25日))